

警備業者等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 6 月 19 日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第 9 号

警備業者等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則

警備業者等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則（昭和 47 年岩手県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(携帯を禁止する護身用具)</p> <p>第 2 条 警備業者等は、<u>警備業務を行うに当たって、次に掲げるものを護身用具として携帯してはならない。</u></p> <p>(1) <u>金属製の楯</u></p> <p>(2) <u>鉄棒</u>その他の他人の身体に重大な危害を加えるおそれのあるもの。ただし、警戒棒（長さ 60 センチメートル以下、直径 3 センチメートル以下及び重さ 320 グラム以下の円棒をいう。以下同じ。）、警戒杖（長さ 90 センチメートル超 130 センチメートル以下の円棒（白樫若しくはこれより硬度の低い木材若しくは強化プラスチックを主たる材質とする直径 2.8 センチメートル以下のもの又はアルミ合金を主たる材質とする先筒部分の直径 2.8 センチメートル以下及び厚さ 0.2 センチメートル以下の 2 段式若しくは 3 段式のものに限る。）をいう。以下同じ。）及び非金属製の楯（縦 50 センチメートル以下、横 30 センチメートル以下及び厚さ 1.8 センチメートル以下のもの（楯の正面の像が長辺 50 センチメートル及び短辺 30 センチメートルの長方形の内部におさまるものであって、厚さ 1.8 センチメートル以下のものを含む。）に限る。以下同じ。）を除く。</p> <p>(警備棒及び警備杖の携帯の制限)</p> <p>第 3 条 警備業者等は、部隊を編成する等集団の力を用いて警備業務を行う場合においては、警戒棒及び警戒杖を携帯してはならない。ただし、競馬場等の公営競技場において警備業</p>	<p>(携帯を禁止する護身用具)</p> <p>第 2 条 警備業者等が警備業務を行うに<u>当たり携帯してはならない護身用具は、次に掲げる護身用具（鋭利な部位がないものに限る。）以外のものとする。</u></p> <p>(1) <u>警戒棒（その形状が円棒であって、長さが 30 センチメートルを超え 90 センチメートル以下であり、かつ、別表 1 の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量であるものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>警戒じょう（その形状が円棒であって、長さが 90 センチメートルを超え 130 センチメートル以下であり、かつ、別表 2 の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量であるものに限る。）</u></p> <p>(3) <u>さすまた</u></p> <p>(4) <u>非金属製の楯</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの</u></p> <p>(警備棒及び警備じょうの携帯の制限)</p>
<p>第 3 条 警備業者等は、部隊を編成する等集団の力を用いて警備業務を行う場合においては、警戒棒及び警戒杖を携帯してはならない。ただし、競馬場等の公営競技場において警備業</p>	<p>第 3 条 警備業者等は、部隊を編成する等集団の力を用いて警備業務を行う場合は、警戒棒及び警戒じょうを携帯してはならない。ただし、競馬場等の公営競技場において警備業務を</p>

務を行う場合において警戒棒を携帯するときは、この限りでない。

2 警備業者等は、前項に定める場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、警戒杖を携帯してはならない。

(1)～(4) [略]

(非金属製の楯の携帯の制限)

第4条 警備業者等は、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、非金属製の楯を携帯してはならない。

(1) 前条第2項第1号から第3号までに掲げる警備業務

(2) 前号に掲げるもののほか、検定等規則第1条第2項に規定する施設警備業務（深夜（午前零時から日の出までをいう。）において行われるものに限る。）

附 則

[略]

行う場合において警戒棒を携帯するときは、この限りでない。

2 警備業者等は、前項に定める場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合は、警戒じょうを携帯してはならない。

(1)～(4) [略]

附 則

[略]

別表第1（第2条関係）

警戒棒の制限

長 さ	重 量
30センチメートルを超え40センチメートル以下	160グラム以下
40センチメートルを超え50センチメートル以下	220グラム以下
50センチメートルを超え60センチメートル以下	280グラム以下
60センチメートルを超え70センチメートル以下	340グラム以下
70センチメートルを超え80センチメートル以下	400グラム以下
80センチメートルを超え90センチメートル以下	460グラム以下

別表第2（第2条関係）

警戒じょうの制限

長 さ	重 量
90センチメートルを超え100センチメートル以下	510グラム以下
100センチメートルを超え110センチメートル以下	570グラム以下
110センチメートルを超え120センチメートル以下	630グラム以下
120センチメートルを超え130センチメートル以下	690グラム以下

	センチメートル以下	
--	-----------	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 17 条第 2 項において準用する同法第 16 条第 2 項の規定による届出をして警備業者等の携帯の用に供されている警戒棒又は警戒じょう（この規則による改正後の警備業者等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第 2 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。）については、この規則の施行の日から起算して 10 年間は、改正後の規則第 2 条の規定にかかわらず、警備業者等はこれらを携帯することができるものとする。